

○第一建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	千代田区	中央区	港区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
①洪水・高潮時における河川・海岸管理者からの情報提供等	A 洪水予報河川と水位周知河川において、避難指示に直結する氾濫危険情報等を直接区市長へ伝達する取組を促進する。(ホットメールの構築)	現状と課題 東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。	・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を踏まえ、東京都からの情報を区市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう引き続き現行の体制等を整備していく。	・既に区の登録制防災メールをJアラート連携しているため、氾濫危険情報を区市長に伝達する体制ができています。 ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・緊急性の高い情報については防災担当部署から区長に連絡する。			・首長による避難指示等の確実・迅速な発令を支援するため、首長に対し直接防災情報を提供する仕組み(ホットメール)を構築している。一部の自治体で未提供となっている。(建設局)	【区市町村】 洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市のみ対象 【東京都】 建設局	
		今後の具体的な取組 引き続き、東京都からの情報を区市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。	・東京都からの情報を区市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう引き続き現行の体制等を整備していく。	・緊急時の対応について引き続き東京都と調整していく。			・ホットメールの利用を促進していく。(建設局)		
		R4年度 東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。	・都、気象庁や委託事業者から提供される気象情報を基に、避難指示等の発令を判断できる体制は整っているが、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	・河川の水位情報、大雨情報、氾濫危険情報等の緊急情報が入手できる。区防災情報メールに区長もすでに登録しており、氾濫情報等は直接伝達できる体制を構築している。 区防災担当者はホットメール構築ができたため、引き続き、都と緊急時対応について調整していく。			・引き続き、対象の全自治体の参加を求めていく。(建設局)		
	B 洪水予報河川、水位周知河川、その他河川及び水位周知海岸において、避難指示等の発令判断の支援のための情報を区市町村避難指示部署へ伝達できる仕組みを促進する。(避難指示等の発令判断の支援)	現状と課題 東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。	・都、気象庁や委託事業者から提供される気象情報を基に、避難指示等の発令を判断できる体制は整っているが、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	・区長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。				・防災情報を区防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水防総合情報システムにより、水位計や雨量計の情報を区に提供している。また、河川の状況をわかりやすく提供するため、河川監視カメラの映像をYouTubeを活用して動画配信している(建設局)。	【区市町村】 洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市のみ対象 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組 引き続き、東京都からの情報を区市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。	・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を踏まえ、東京都からの情報を区市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう引き続き現行の体制等を整備していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。			・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局)		
		R4年度 東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。	・東京都から避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを構築済み。	・東京都から避難情報等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを構築した。			・洪水予報河川、水位周知河川について、防災情報を区市町村防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。(建設局) ・防災情報を区市町村防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水位周知海岸について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済みである。(港湾局、建設局)		
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	千代田区	中央区	港区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
②避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	・洪水予報河川と水位周知河川を中心とした、タイムラインの作成状況を確認する。 ・区市町村が定めた洪水・高潮時における避難指示などの発令対象区域、発令判断基準を確認する。	現状と課題 東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。	・現状、神田川流域においては河川氾濫の想定がなく、大きな被害がないため、区独自のタイムラインは作成していない。また、発令対象区域、詳細な発令判断基準も地域防災計画で予め定めていない。	・避難情報等の発令に着目した、区独自のタイムラインについては策定済み	・東京都管理河川におけるタイムライン作成に関する支援実績はない。 ・国直轄河川の荒川について、荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。		・水位上昇が極めて速い中小河川においては、リードタイムを確保できないため、多機能連携型タイムラインを作成することは困難である。(総務局、建設局) ・災害により区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難指示及び緊急安全確保措置の全部又は一部を当該区市町村長に代わって実施する。(総務局) ・区のタイムライン策定支援のために、高潮氾濫発生情報の提供を行う必要がある。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局、港湾局	
		今後の具体的な取組 洪水に関する避難勧告等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を検討していく。	・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を踏まえ、必要に応じて、検討していく。	・避難情報等の発令基準を周知していく。 ・タイムラインについては関係機関にも周知し、必要に応じて参加を促していく。	・タイムライン作成を検討している区市町村に対し、気象情報の利用方法の解説等を行うと共に、洪水警報の危険度分布等の利活用促進を図る。		・水害時のタイムラインの作成について、既に運用されているタイムラインの情報を共有するなど、区市町村の取組を支援していく。(総務局、建設局、港湾局)		
		R4年度 神田川及び日本橋川について、「避難情報伝達マニュアル」を作成し、発令基準を明確化している。	・タイムラインの作成の必要性については、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を踏まえ、必要に応じて検討していく。 ・気象庁等の情報に基づき、総合的な判断のもとに避難指示等を発令していく。	・避難情報等についてはハザードマップにて記載する等周知を行ってきたが、今後も引き続き行っていく。 ・今年度は台風接近に伴い、タイムラインの適用を行う必要が無かったため、来年度は出水期前に協力機関等へ周知を行っている。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成について、今年度の支援実績はなかった。 ・国直轄河川の荒川について荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。また、6時間先までの流域雨量指数的な予測値を気象庁ホームページで提供している。 ・区市町村防災担当部署との打合せ等連携を強化し、避難指示等の発令基準の見直し等について適宜助言を行っている。		・今年度、危険度分布「キキクル」の色が変更になったことを受け、「区市町村タイムライン作成手順書」及び「区市町村タイムラインひな形」を更新し、区市町村へ展開した。引き続き、区市町村のタイムライン作成を支援していく。(総務局) ・減災協議会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際に、水害対応タイムラインの作成の有無を確認するとともに、区市町村が避難指示を発令する際の判断基準を確認している。(建設局、総務局、港湾局)		
③水害危険性の周知、IoTを活用した...	・河川水位や河川監視カメラ等のリアルタイム情報について住民等への周知方法を確認し、洪水情報や避難情報等が住民へ確実に伝達される取組を促進する。 ・洪水予報河川、水位周知河川、簡易な方法により水害危険性を周知する河川及び水位周知海岸について情報共有する。	現状と課題 住民への情報伝達手段として、防災行政無線、防災ラジオ、各SNSのほか、区独自の登録制メールなどを備えている。	・区独自の登録制メールにより洪水情報等を周知している。 ・都河川氾濫による避難指示等の想定はないが、住民への情報伝達手段として、防災行政無線、緊急告知ラジオ、一斉送信システムを整備している。	・古川の水位を区ホームページで公表、登録型防災メールで配信 ・洪水予報、避難情報の周知は、港区防災行政無線、防災ラジオ、防災情報メール配信、港区公式ホームページ、ツイッター、フェイスブック	・洪水予報河川を除く中小河川について、洪水警報の危険度分布を気象庁ホームページで提供している。また、6時間先までの流域雨量指数的な予測値を気象庁ホームページで提供している。		・河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。 水位やカメラ映像等のリアルタイム情報を「東京都水防総合情報システム」や「Youtube」で公開し、情報発信を強化している。(建設局) ・発信情報の集約化や有効活用策の検討が必要である。(建設局) ・高潮時から潮位データ、海面のライブ映像、気象情報等をウェブ上にリアルタイムで公開する高潮防災総合情報システムを運用している。(港湾局)	【区市町村】 全区区市町村が対象 【東京都】 建設局、港湾局	
		今後の具体的な取組 各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行い、情報の確実な伝達について検討していく。 気象情報等の情報収集の方法について、ホームページ等で普及啓発を行っていく。	・各種媒体を活用して登録制メールの登録促進方法を検討するとともに、一斉送信システムの機能拡充を検討していく。	・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。	・気象庁ホームページ等で提供している洪水警報の危険度分布や流域雨量指数的な予測値を利活用し、水害の危険性を事前に確認し、防災関係機関や住民が適時適切な防災対応をとるよう、周知広報を行う。		・引き続き、監視カメラや水位計を増設し、リアルタイム情報の公開数を増やしていく。閲覧件数やアクセス数等から、活用状況を把握する。(建設局) ・高潮時から潮位データ、海面のライブ映像、気象情報等をウェブ上にリアルタイムで公開する高潮防災総合情報システムの改修を行う。(港湾局)		

○第一施設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」								
提供	現状と課題	今後の具体的な取組	現状と課題	今後の具体的な取組	現状と課題	今後の具体的な取組	現状と課題	今後の具体的な取組
<p>④危険レベルの統一化による防災情報の整理</p> <p>・中央防災会議で定められた警報の役割による避難情報や防災気象情報を整理し運用していく。</p>	<p>R4年度</p> <p>・情報発信を効率的かつ迅速に行うため導入した一斉送信システムに、LINEとの連携を追加し機能を拡充した。 ・現在導入している緊急告知ラジオの電波不感エリアに対応するため、より電波の強い280MHz新型緊急告知ラジオを導入した。</p>	<p>R4年度</p> <p>・警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを検討する必要がある。</p> <p>・警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。</p> <p>区主催のイベントの場で、避難情報とそれらに応じてとるべき避難行動を記載した掲示物を展示することで、住民への周知を図った。</p>	<p>中央区</p> <p>・警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。</p> <p>・気象庁が発表する相当情報と確認しやすいなどの課題を踏まえ、国の動きにも注視しながら、避難指示等の防災情報を発表する仕組みについて、必要に応じて見直しを図っていく。</p>	<p>港区</p> <p>・警戒レベルと避難行動を結びつくり周知を行っていく必要がある</p> <p>・警戒レベルと避難行動を結びつくり周知を行っていく必要がある</p>	<p>気象庁東京管区気象台</p> <p>・防災気象情報について、各警戒レベルとの位置づけを明確化し提供する必要がある。 ・警戒レベルについての周知啓発を進める必要がある。</p> <p>・防災気象情報に、対応または相当する警戒レベルを記載して発表する。 ・警戒レベルについての周知啓発活動を、関係機関と連携して実施する。</p>	<p>関東地方整備局</p> <p>・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルを明示した発表文を用いて運用している。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用している。(港湾局、建設局)</p> <p>・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用していく。(港湾局、建設局)</p>	<p>東京都</p> <p>・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルが分かる発表文により運用している。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用している。(港湾局、建設局)</p>	<p>取組機関</p> <p>【区市町村】 ・全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 ・建設局、港湾局</p>
<p>⑤防災施設に係る機能等に関する情報共有を行う。</p> <p>・ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局) ・関係機関にダム放流に関する情報を伝達している。(水道局、交通局)</p>	<p>R4年度</p> <p>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p> <p>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p>	<p>R4年度</p> <p>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p> <p>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p>	<p>R4年度</p> <p>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p> <p>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p>	<p>R4年度</p> <p>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p> <p>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p>	<p>R4年度</p> <p>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p> <p>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p>	<p>R4年度</p> <p>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p> <p>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p>	<p>R4年度</p> <p>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p> <p>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p>	<p>取組機関</p> <p>【区市町村】 小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受ける自治体のみ対象(都水防計画に基づく関係機関) 【東京都】 水道局、交通局、建設局</p>
<p>⑥隣接区市町村等への避難体制の共有</p> <p>・浸水予想区域、高潮浸水想定区域等を基に避難場所、経路を検討する。 ・隣接区市町村の避難場所を共有し連絡体制を構築していく。</p>	<p>R4年度</p> <p>令和3年度に作成及び全世帯配布を行ったハザードマップについて、引き続き周知を行っている。</p>	<p>R4年度</p> <p>令和3年度に作成及び全世帯配布を行ったハザードマップについて、引き続き周知を行っている。</p>	<p>R4年度</p> <p>令和3年度に作成及び全世帯配布を行ったハザードマップについて、引き続き周知を行っている。</p>	<p>R4年度</p> <p>令和3年度に作成及び全世帯配布を行ったハザードマップについて、引き続き周知を行っている。</p>	<p>R4年度</p> <p>令和3年度に作成及び全世帯配布を行ったハザードマップについて、引き続き周知を行っている。</p>	<p>R4年度</p> <p>令和3年度に作成及び全世帯配布を行ったハザードマップについて、引き続き周知を行っている。</p>	<p>R4年度</p> <p>令和3年度に作成及び全世帯配布を行ったハザードマップについて、引き続き周知を行っている。</p>	<p>取組機関</p> <p>【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局</p>
<p>⑦要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況、前回の実施状況の確認</p> <p>・洪水浸水想定区域、浸水予想区域、高潮浸水想定区域等を基に要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況を把握する。 ・地域防災計画に定められた要配慮者利用施設において避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。 ・地域防災計画に定められた地下街等において浸水想定区域等</p>	<p>R4年度</p> <p>地域防災計画で定めた要配慮者利用施設について、避難確保計画の提出を促している。</p> <p>(都管理河川) H15.7作成の浸水想定区域図では、本区内に浸水想定区域がないことから、地域防災計画において要配慮者利用施設を定めていない。 ・H30.3に東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認する必要がある。</p> <p>(国管理河川) 地域防災計画で定めた要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の提出及び連絡訓練の実施を促している。</p>	<p>R4年度</p> <p>(都管理河川) H15.7作成の浸水想定区域図では、本区内に浸水想定区域がないことから、地域防災計画において要配慮者利用施設を定めていない。 ・H30.3に東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認する必要がある。</p> <p>(国管理河川) 地域防災計画で定めた要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の提出及び連絡訓練の実施を促している。</p>	<p>R4年度</p> <p>(都管理河川) H15.7作成の浸水想定区域図では、本区内に浸水想定区域がないことから、地域防災計画において要配慮者利用施設を定めていない。 ・H30.3に東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認する必要がある。</p> <p>(国管理河川) 地域防災計画で定めた要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の提出及び連絡訓練の実施を促している。</p>	<p>R4年度</p> <p>(都管理河川) H15.7作成の浸水想定区域図では、本区内に浸水想定区域がないことから、地域防災計画において要配慮者利用施設を定めていない。 ・H30.3に東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認する必要がある。</p> <p>(国管理河川) 地域防災計画で定めた要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の提出及び連絡訓練の実施を促している。</p>	<p>R4年度</p> <p>(都管理河川) H15.7作成の浸水想定区域図では、本区内に浸水想定区域がないことから、地域防災計画において要配慮者利用施設を定めていない。 ・H30.3に東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認する必要がある。</p> <p>(国管理河川) 地域防災計画で定めた要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の提出及び連絡訓練の実施を促している。</p>	<p>R4年度</p> <p>(都管理河川) H15.7作成の浸水想定区域図では、本区内に浸水想定区域がないことから、地域防災計画において要配慮者利用施設を定めていない。 ・H30.3に東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認する必要がある。</p> <p>(国管理河川) 地域防災計画で定めた要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の提出及び連絡訓練の実施を促している。</p>	<p>R4年度</p> <p>(都管理河川) H15.7作成の浸水想定区域図では、本区内に浸水想定区域がないことから、地域防災計画において要配慮者利用施設を定めていない。 ・H30.3に東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認する必要がある。</p> <p>(国管理河川) 地域防災計画で定めた要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の提出及び連絡訓練の実施を促している。</p>	<p>取組機関</p> <p>・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等作成し、公表しており、神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・区市町村に対して、都各局が所管・管理する施設一覧を情報提供を行い支援している。(建設局) ・所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(生活文化スポーツ局) ・東京都委両対策基本方針に基づき、都民や企業の自助を促進する対策として、各施設管理者と行政が協働で計画の策定等を行うことを目的とした「東京都地下街等浸水対策協議会」を設置。大規模地下街等で緊急連絡体制などを定めた浸水対策計画を策定。(都市整備局) ・区市町村地域防災計画に位置付けられた所管する要配慮者利用施設について、避難確保計画が早期に作成されるよう指導を行う必要がある。(福祉保健局) ・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(下水道局) ・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(教育庁) ・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、区市町村に対して、情報提供を行い支援していく。 ・必要に応じ、所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局へ更なる周知を行うとともに、私学部が行う実地指導等において訓練の実施状況等の確認を行う。(生活文化スポーツ局) ・施設管理者の意見を踏まえ、浸水対策計画の更なる充実を図る。(都市整備局) ・区市町村と共同し、所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の点検を行う。(福祉保健局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(下水道局) ・引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局) ・区市町村と協力して、都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の</p>

○第一建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

<p>の妨げとなる取組の促進、避難訓練の実施状況を把握する。 ・大規模地下街等の浸水対策における防災訓練を実施し、避難経路を精査する。</p>	<p>R4年度</p>	<p>地域防災計画において指定した要配慮者利用施設について、市内の関連部署を窓口課とし、避難確保計画及び訓練実施結果報告書の提出等を受け付けている。</p>	<p>・地域防災計画改定に合わせて追加された要配慮者利用施設・地下街等に対し、避難確保計画の作成や避難計画の実施に関する事項を通知した。 ・提出された避難確保計画について精査・助言等を行った。</p>	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設について、地域防災計画の改定に伴い見直しを行った。 避難訓練の実施状況について、見直し内容をもとに今後進めていく。</p>			<p>・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ・雨水出水浸水想定区域図等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引続き、高潮浸水想定区域図等を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・各区市町村の避難確保計画作成状況や避難訓練実施状況を確認し、必要に応じ、取組内容を共有するなどの支援を行った。また、要配慮者利用施設の避難確保計画作成率が低く、未作成の施設数が多い区3市を対象に、現状の課題について個別のヒアリングを実施し、作成率が高い2区の独自の工夫事例について共有を図り、国交省水管理・国土保全局にも適宜情報共有し、必要な支援を求めた。(建設局) ・学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について周知を行うなどの取組を実施(生活文化スポーツ局) ・東京都地下街等浸水対策協議会では、12地区部会を計24回、幹事会を1回開催した。(都市整備局) ・出水期前には、各地区では地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。また、7地区では避難誘導、浸水防止対策の実働形式による訓練を実施した。なお、渋谷地区の訓練では、状況を実際の有事に近づけ、実働訓練の実効性を高めるため、利用者としての役だけを与え訓練シナリオを与えない参加者を用意して行った。(都市整備局) ・避難経路の精査については、池袋、新橋の2地区で、地元区と施設管理者とともに実施した。また、7月から10月に地下街等の浸水避難を支援する映像を各施設管理者のデジタルサイネージ等で上映した。(都市整備局) ・所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の確認を行った。(福祉保健局) ・要配慮者利用施設に位置付けられた都立学校に対して、避難確保の計画の作成及び区市町村への提出並びに避難訓練の実施について適切に対応するよう周知</p>
---	-------------	--	--	---	--	--	---

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	千代田区	中央区	港区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都 取組機関	
⑧想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の共有	<p>・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の共有 ・想定最大規模降雨に係る洪水予想想定区域図や想定最大規模高潮による浸水想定区域図作成の手引き改定に伴う見直し</p>	<p>現状と課題 R4年度</p>	<p>・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、ホームページ等で公表している。</p>	<p>・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、ホームページでの公表や窓口配布を行っている。ハザードマップには浸水想定のほか、避難情報の発令基準や大雨の際の備え等について記載 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</p>	<p>・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、ホームページでの公表や窓口配布を行っている。ハザードマップには浸水想定のほか、避難情報の発令基準や大雨の際の備え等について記載 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</p>	<p>・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、ホームページでの公表や窓口配布を行っている。ハザードマップには浸水想定のほか、避難情報の発令基準や大雨の際の備え等について記載 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</p>	<p>・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、ホームページでの公表や窓口配布を行っている。ハザードマップには浸水想定のほか、避難情報の発令基準や大雨の際の備え等について記載 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</p>	<p>【東京都】建設局、下水道局、港湾局 【区市町村】区市町村のみが対象(下水道等排水施設に関する雨水出水(内水)への対応)</p>
⑨水害ハザードマップの作成、改良と周知	<p>・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に水害ハザードマップの作成促進と作成状況を共有する。 ・水害ハザードマップを住民へ効果的に周知する方法を検討する。 ・わかりやすい水害ハザードマップへの改良について検討する。</p>	<p>現状と課題 今後の具体的な取組 R4年度</p>	<p>住民へ効果的に周知する方法を検討していく。</p>	<p>・想定最大規模降雨の浸水予想区域図等の改正状況を踏まえながら、ハザードマップの更新について検討していく。</p>	<p>・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。</p>	<p>・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、ホームページでの公表や窓口配布を行っている。ハザードマップには浸水想定のほか、避難情報の発令基準や大雨の際の備え等について記載 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</p>	<p>・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、ホームページでの公表や窓口配布を行っている。ハザードマップには浸水想定のほか、避難情報の発令基準や大雨の際の備え等について記載 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</p>	<p>【区市町村】全区区市町村が対象【東京都】建設局、下水道局、港湾局</p>
⑩まるごとハザードマップの促進	<p>・「まるごとまことハザードマップ」の取組状況と効果事例を共有する。</p>	<p>現状と課題 今後の具体的な取組 R4年度</p>	<p>設置先の施設と協議のうえ、実施を随時進めている。</p>	<p>・「まるごとまことハザードマップ」の取組は行っていない。</p>	<p>・ハザードが未確定な中で、具体的な検討には至っていない。</p>	<p>・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、ホームページでの公表や窓口配布を行っている。ハザードマップには浸水想定のほか、避難情報の発令基準や大雨の際の備え等について記載 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</p>	<p>・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、ホームページでの公表や窓口配布を行っている。ハザードマップには浸水想定のほか、避難情報の発令基準や大雨の際の備え等について記載 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</p>	<p>【区市町村】全区区市町村が対象【東京都】建設局</p>
⑪浸水実績等の周知	<p>・浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ効果的に周知する取組を実施する。</p>	<p>現状と課題 今後の具体的な取組 R4年度</p>	<p>・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。</p>	<p>・HP及び窓口で浸水実績図を公表、周知している。</p>	<p>・本庁の土木課窓口で浸水履歴の閲覧が可能である。</p>	<p>・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、ホームページでの公表や窓口配布を行っている。ハザードマップには浸水想定のほか、避難情報の発令基準や大雨の際の備え等について記載 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</p>	<p>・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、ホームページでの公表や窓口配布を行っている。ハザードマップには浸水想定のほか、避難情報の発令基準や大雨の際の備え等について記載 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</p>	<p>【区市町村】全区区市町村が対象【東京都】建設局</p>
⑫水害ハザードマップの作成、改良と周知	<p>・水害ハザードマップの作成促進と作成状況を共有する。 ・水害ハザードマップを住民へ効果的に周知する方法を検討する。 ・わかりやすい水害ハザードマップへの改良について検討する。</p>	<p>現状と課題 R4年度</p>	<p>冊子版の水害ハザードマップの中に、各家庭のマイ・タイムラインを作成するためのページを含めることで、作成の推進を図っている。また、区HPにもデータを掲載している。</p>	<p>・自動の取組を促すため、パンフレットや啓発チラシ等を作成し、配布している。 ・在宅避難を原則として、事前の備えや対策等を周知している。</p>	<p>在宅避難を原則とし、必要に応じた避難所等への避難方法について周知している。</p>	<p>・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、ホームページでの公表や窓口配布を行っている。ハザードマップには浸水想定のほか、避難情報の発令基準や大雨の際の備え等について記載 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</p>	<p>・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、ホームページでの公表や窓口配布を行っている。ハザードマップには浸水想定のほか、避難情報の発令基準や大雨の際の備え等について記載 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</p>	<p>【区市町村】全区区市町村が対象【東京都】総務局</p>

○第一施設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

②自助・共助の仕組みの強化	A 住民一人ひとりの避難計画等の作成を促進する。	今後の具体的な取組	マイ・タイムラインの重要性について、引き続き周知していく。	引き続き、自助の取組や在宅避難について周知していく。	引き続き周知を行い、各区分が自助・共助の考えのもと、発災時の正しい避難行動の知識を身につけている状態をめざす。			マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する。(総務局) 引き続き、セミナー事業を通じマイ・タイムライン普及拡大に取り組む。また、セミナーの実施にあたっては区市町村や国と連携し、各地域のニーズを踏まえたより効果的な開催先・受講団体を選定する。(総務局)		
		R4年度	マイ・タイムラインの重要性について、引き続き周知していく。	・日ごろからホームページや区のおしらせなどにより、防災用品の備蓄や避難行動の注意点など過程でできる大雨対策について周知するとともに、町会へ防災出前講座を実施するなど、区民の水害対策への意識の向上を図った。	引き続き周知を行い、各区分が自助・共助の考えのもと、発災時の正しい避難行動の知識を身につけている状態をめざす。			・都民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局) ・都内全ての小中学校・高等学校、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民的的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している(総務局) ・「東京マイ・タイムライン」のアプリ版コンテンツを制作・配信し、利用率向上を目標とした広報に取り組んでいる。(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を制作・配信している。(総務局) ・都民の風水害に対する対応力を高めるため、町会・自治会、親子、企業、学校を対象として東京マイ・タイムラインセミナーを実施している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 福祉保健局	
	B 水害リスクも考慮した避難行動要支援者ごとの個別避難計画策定の作成促進及び避難行動要支援者・避難支援等関係者への水害リスク周知について、検討する。	現状と課題	災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿は策定済 ・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者の個別計画策定について、検討している。	水害リスクを考慮した避難行動要支援者の個別支援計画は行っていない。 民生委員等からの要望に応じて、職員による水害リスクの講座を行っている。				・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組について、区市町村の支援を行っている。(福祉保健局)	
		今後の具体的な取組	引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。	引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進める。	引き続き、個別支援計画の策定を進めるとともに、水害リスクの周知を行っていく。				引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組について、区市町村の支援を行っていく。(福祉保健局)	
	C 地域防災力の向上のための人材育成を検討する。	現状と課題	避難所毎に行う避難所防災訓練や、町会等が行う防災訓練で、水害についての普及啓発活動を行っている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者の個別計画策定について、検討を進めている。	防災士養成講座を開講し、防災士の養成を行っている。 一方で、養成した防災士の活用方法が課題となっている。				・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局
			今後の具体的な取組	引き続き、防災訓練等で普及啓発活動を実施する。 ・防災リーダーの育成に向けた取組を検討する。	引き続きアドバイザー派遣、マンション防災講習会防災講演会等を通じて普及啓発活動を実施する。	引き続き、防災士の養成を行うとともに、防災士の具体的な活用方法について検討していく。			・地域防災力の向上のための人材育成に向けて検討を進める(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する(総務局)	
R4年度		避難行動要支援者・避難支援等関係者への水害リスクを周知するとともに、災害時に迅速な避難ができるように避難行動要支援者名簿登録者へ防災行政無線の内容が聴ける防災ラジオを配布した。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿は策定済 ・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者の個別計画策定について、検討した。	引き続き、個別支援計画の策定を進めるとともに、水害リスクの周知を行っていく。					区市町村の効果的・効率的な個別避難計画の作成を推進するため、区市町村担当者向け研修会での事例紹介や、包括補助による財政支援を実施していく。(福祉保健局)	
		防災士資格取得助成について、避難所運営協議会委員長からの推薦を条件として費用の全額補助を行うことで、取得のさらなる推進を図っている。	・アドバイザー派遣、マンション防災講習会防災講演会を通じて普及啓発活動を実施する。	防災士の資格取得者向け研修会を行うとともに、引き続き防災士の具体的な活用方法について検討していく。					・都民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局)	

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	千代田区	中央区	港区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
③住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	・区市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有し、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を実施する。	現状と課題	毎年、集中豪雨のシーズン前である5月に関係機関と連携して水防訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。(住民は見学) ・より多くの住民が参加しやすい訓練内容を検討する必要がある。	・関係機関が連携した水防実働訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)へ参加しているが少数となっている。	・避難指示等の発令のもととなる河川情報の伝達訓練を実施している。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施している。(建設局、港湾局) ・区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っている。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
		今後の具体的な取組	引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)が充実したものとなるよう、協力していく。	・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練をより多くの区市町村と連携して実施していく。(建設局、港湾局) ・引き続き、区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。(総務局)	
		R4年度	住民に対して、感染症対策も含めた避難所運営に関する訓練を実施した。	・区、消防署、消防団と共同で水防訓練を実施した。 ・周辺住民も参加した。	関係機関と水防訓練を実施した。 周辺住民の方にも参加いただいた。	・6月25日練馬区土砂災害警戒区域対象避難訓練に参加し、防災気象情報について講話を行った。 ・9月3日東京都・品川区合同総合防災訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。 ・11月9日東京都・神津島村合同総合防災訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。 ・11月12日杉並区総合震災訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。 ・防災気象情報の入手とその情報を活用した安全行動を事前にシミュレートする気象庁ワークショッププログラム(経路したことの無い大雨 その時どうする?)を作成し、防災教育に資するよう普及啓発に努めている。	・多摩川沿川の5自治体と連携して、大規模風水害を対象とした土訓訓練を実施した。(総務局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報等の伝達訓練を実施していく。(建設局、港湾局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 教育庁、生活文化スポーツ局、総務局
④防災教育の充実	・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等における防災教育の充実に向けた取組を実施する。	現状と課題	課外授業等を通して防災教育を実施している。	・水害に特化した防災教育は十分にできていない。	・水防に特化した防災教育は十分にできていない。	・防災教育に関する通知等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援(生活文化スポーツ局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応について、各学校へ支援を行う必要がある。(教育庁)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 教育庁、生活文化スポーツ局、総務局	
		今後の具体的な取組	引き続き、防災教育を実施していく。	・関係部署と協議し、水防に関する防災教育について検討していく。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・引き続き関係機関と連携し、防災教育の実施拡大に向け取組む。	・防災教育に関する通知等とともに、学校からの問合せ等への助言を行い、各私立学校の取組を支援する。(生活文化スポーツ局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。(教育庁)	
		R4年度	将来的に地域防災における中心的役割を果たすことになる区内の小中学生に向けて、防災講座を実施した。	引き続き、水害全体(津波や高潮等も含めて)に関することなど総合的な観点から、防災教育の実施について検討していく。	・水防に特化した防災教育の実施に至っていない。 防災教育の実施の拡大について今後検討していく。	・11月15日荒川下流河川事務所及び北区役所と連携し、北区神谷中学校での防災教育にブースを出展した。	・都内全ての小中学校・高等学校、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民的的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を制作・配信している。(総務局) ・都立高等学校を対象に、東京マイ・タイムラインセミナーの出前講座及び、VR体験を実施し、生徒の防災意識向上を図っている。(総務局) ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援した。(生活文化スポーツ局) ・都立高等学校第1学年等を対象に「東京マイ・タイムライン」を活用した授業実践を依頼し、普及啓発を図った。(総務局・教育庁) ・学校における安全教育の基本的な考え方や、様々な場面を想定した避難訓練の具体的な事例などを掲載した、教員向けの実践的な指導の手引きである「安全教育プログラム」を、公立学校全教員を配布し、防災教育の充実を図った。(教育庁) ・学校安全教室指導者講習会を通して、災害安全を含む安全教育を推進する教員の資質・能力を育成するとともに、受講した教員が所属校において校内講習を実施する	

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	千代田区	中央区	港区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑤水位計、河川監視用カメラ等の整備	・国交省において開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリーの危機管理型水位計の情報と共有する。 ・水位計(危機管理型を含む)、河川監視用カメラの設置検討と設置状況	現状と課題	・河川の一部に水位計や河川監視用カメラ等を設置してある。 ・汽水地域であるため、上流の水位と下流の潮位などを考慮した水位計や河川監視用カメラ等の適正配置など、必要性とともにその検討が必要である。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない。 ・水位計や河川監視用カメラ等の必要性について検討する。	・水位計、監視カメラは設置しているが、東京都設置カメラとの連携、区民周知について引き続き検討が必要			河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。(建設局) 狭隘なスペースや電源確保が困難な場所への設置検討、計画段階から実施主体間での設置情報の共有化、水位計やカメラ以外の観測機器導入に向けた情報収集が必要である。(建設局) 必要な箇所は、ダム放流警報設備を設置し、運用している。(交通局) 必要な箇所に、ダム放流警報設備を設置し、運用している。(水運局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、水道局、交通局
		今後の具体的な取組	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し、必要に応じて他自治体との情報が共有できるシステムを検討していく。	・水位計や河川監視用カメラ等の必要性について検討する。	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討していく。			・実施主体間での設置予定情報や事例の共有(建設局) ・引き続き放流警報設備の点検整備等を確実に行っていく。(交通局) ・放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実に行っていく。(水運局)	

○第一建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

<p>(設置予定含む)を共有する。 ・ダム放流警報設備等の適切な維持管理を実施する。</p>	<p>R4年度</p>	<p>・今後の東京都や他自治体の検討状況を踏まえながら、水位計、河川監視用カメラまたは情報共有システムについて、引き続き検討していく。</p>	<p>・引き続き、水位計や河川監視用カメラ等の必要性について検討する。</p>	<p>・水位計、河川監視用カメラを配置している。</p>			<p>・河川監視カメラや水位計、無線型の観測機器等の増設を検討していく。(建設局) ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実に行っていく。(交通局) ・放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実に行っていく。(水道局)</p>	
--	-------------	---	---	------------------------------	--	--	--	--

2)的確な水防活動のための取組

水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項		千代田区	中央区	港区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関		
⑧水防上注意を要する箇所の確認、水防資機材の整備等	<p>・河川監視の進捗状況等を踏まえた、出水期前に自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施する。 ・各構成員が保有する水防資機材について共有し、円滑な水防活動の実施に向けて検討する。</p>	<p>・出水期前に、消防機関等と水防上注意を要する箇所等を想定した共同水防訓練を実施している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。</p>	<p>・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。</p>	<p>・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。</p>			<p>・出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施している。(建設局) ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。(建設局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局</p>		
		<p>・引き続き、出水期前後の、水防上注意を要する箇所の巡回点検を実施していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。</p>	<p>・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。</p>	<p>・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。</p>		<p>・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。(建設局) ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。(建設局)</p>			<p>・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。(建設局) ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。(建設局)</p>	
		<p>・出水期前に、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認を行った。 ・現在備蓄している水防資機材の確認を行い、今後、購入すべき資機材を検討している。</p>	<p>・出水期前に、河川管理者と水防上注意を要する箇所の共同点検を行った。 ・適宜、水防資機材の更新を実施した。</p>	<p>・今年度も出水期前の共同点検に区の水防担当、防災担当が参加し、注意すべき箇所について確認を行った。 ・水防資機材についても適宜更新を行っている。</p>		<p>・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施した。引き続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局) ・水防資機材の備蓄内容の見直し、倉庫整理を実施した。(建設局)</p>			<p>・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施した。引き続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局) ・水防資機材の備蓄内容の見直し、倉庫整理を実施した。(建設局)</p>	
⑨水防訓練の充実	<p>・毎年実施している水防訓練について、実践的な訓練を実施する。</p>	<p>毎年、集中豪雨のシーズン前である5月に関係機関と連携して水防訓練を実施している。</p>	<p>・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・再開発事業に伴う整備等で水防訓練を行う十分なスペースのある場所の確保が難しい。</p>	<p>・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。</p>	<p>・関係機関と連携した水防訓練には準備段階から参加している。</p>		<p>建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車について、機器の操作・取扱訓練を実施している。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画し水防訓練を実施している。(建設局) ・出水期前に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を実施している。(総務局) ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。(総務局、建設局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 建設局、総務局</p>		
		<p>毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。</p>	<p>・代替の場所を確保するとともに、水防訓練の内容について検討する。</p>	<p>・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。</p>	<p>・実践的な訓練となるよう、引き続き関係機関と連携し、検討に協力していく。</p>		<p>引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を検討していく。(総務局) ・より実践的な水防訓練となるよう検討していく。(建設局)</p>			
		<p>消防機関と協議し、水防態勢時の連絡体制の改善を図った。</p>	<p>・区、消防署、消防団と共同で水防訓練を実施した。 ・水防訓練実施場所について検討を行った。</p>	<p>・水防訓練を実施した。各消防署、地域防災協議会等の関係機関、住民も参加し、水防資機材等の説明も実施で行われた。</p>	<p>東京消防庁・国立市・立川市・昭島市合同総合水防訓練に参加し、防災気象情報の周知等を実施した。</p>		<p>多摩川沿川の5自治体と連携して、大規模風水害を対象とした図上訓練を実施した。(総務局) ・管内の水防管理団体との合同排水ポンプ車訓練について、対象団体を拡大して実施した。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画した(建設局)</p>			
⑩水防に関する広報の充実	<p>・各構成員の水防に関する広報(水防活動を行う消防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)の取組状況を共有する。</p>	<p>区内消防署と協同した入団促進活動を実施。 ※ホームページ・広報紙等には掲載していない(暑が作成したチラシ等を窓口へ設置)。</p>	<p>・ホームページや広報紙等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。</p>	<p>・消防団員の募集について区の広報を検討している。</p>			<p>・ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局) ・区市町村に依頼し、区市町村の広報紙に水防システムの概要を掲載し、周知を図っている。(建設局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、総務局</p>		
		<p>引き続き、区内消防署と協同した入団促進活動を実施。</p>	<p>・引き続き、ホームページや広報紙等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。</p>	<p>・消防団員の募集について、区内消防と連携していく。</p>		<p>引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局)</p>				
		<p>区内消防署と協同した入団促進活動を実施した。</p>	<p>・ホームページや広報紙等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図った。</p>	<p>・消防団員の募集については、成人の日でスクリーンやチラシ等で募集を行った。</p>		<p>・東京都水防ツイッター等を活用し、都の水防活動に関する広報を実施した。引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局) ・職員の手帳に水防月間に関する広報を実施した。(建設局) ・本所防災館にて水防月間に広報を実施した。(建設局)</p>				
⑪水防活動を行う消防団員での連携、協力に関する検討	<p>・洪水等に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう協力内容等を検討する。</p>	<p>区の防災体制をより確固なものとするものため、消防団が実施する事業等に対しその費用を助成している。</p>	<p>・消防団間の連携、協力体制を構築している。</p>	<p>・消防署との連携を図っている。</p>			<p>連携体制の構築に向けた検討資料として東海豪雨規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局</p>		
		<p>引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。</p>	<p>・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。</p>	<p>・引き続き、消防署との協力体制を継続していく。</p>		<p>連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)</p>				
		<p>消防団運営委員会等を通じて消防団間の情報共有を行っている。</p>	<p>・区、消防署、消防団と共同で水防訓練を実施し、活動の連携強化を図った。</p>	<p>・今年度の台風接近の時期には、区内消防と適宜連絡をとり、相互に協力を図ることができた。</p>		<p>引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を共有していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局) ・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車の仕様や運用方法について、区市町村に向けた周知を検討していく。(建設局)</p>				
多様な主体による被害軽減対策に関する事項										
⑫災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	<p>・浸水予想区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認する。 ・施設管理者等に対する洪水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法について検討し、適用していく。</p>	<p>洪水時の情報を自動配信メールで伝達している。 ・洪水ハザードマップに病院を記載して確認を行っている。 ・浸水リスクのある災害拠点病院等への情報伝達体制・方法を運用している。</p>	<p>・ハザードマップに災害拠点病院を記載している。 ・移動系無線局を設置し、情報伝達手段を確保している。</p>	<p>・区の防災無線を配備している。 ・大雨時に情報をFAX等で伝達している。</p>			<p>想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局</p>		
		<p>迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。 ・洪水ハザードマップにおいて、わかりやすい病院の記載方法を検討し、〇〇と情報伝達体制を確保していく。</p>	<p>・迅速かつ確実な複数の情報伝達方法を検討していく。</p>	<p>・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。</p>		<p>・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)</p>				
		<p>令和3年度に東京都から公表された想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、区域内の災害拠点病院の状況を確認した。</p>	<p>・想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、災害拠点病院の状況を引き続き確認するとともに、迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。</p>	<p>・防災情報メールの周知を適宜広報等を通じて行った。 ・防災無線が聞き取りにくい世帯については、280MHz帯防災ラジオの配付を行った。</p>		<p>引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p>				

○第一施設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	千代田区	中央区	港区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
④洪水時の区市町村庁舎等における洪水時の想定される浸水被害を把握し、適切に機能を確保するために必要な対策(耐水化等)について検討する。	現状と課題	・浸水予想区域外であるが、止水版等を用意し、浸水対策を実施している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。	・浸水予想区域内である公共施設については、止水版等を用意し、浸水対策を実施している。	・止水用の土のう等を備蓄し、地下駐車場等への浸水に対応している。 ・自家発電機等の浸水対策を実施している。			・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し公表している。(建設局、下水道局) ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。(各局) ・最大津波高さに対応した下水道施設の耐水化は完了(下水道局) ・気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要(下水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 全局
		今後の具体的な取組	浸水想定区域内の公共施設への対策検討。	浸水想定区域内の公共施設への対策を検討する。	耐水化等の対策を検討していく。			・浸水防止のための資機材の導入を検討する。(各局) ・耐水化等の対策を検討していく。(各局) ・引き続き、河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局)
		R4年度	令和3年度に公表された想定最大規模降雨の浸水予想区域図を確認し、庁舎の耐水化を確認した。	引き続き、浸水想定区域内の公共施設への対策を検討していく。	浸水対策に関する調査・検討を実施し、対策に向けて事業を継続している。			・引き続き、災对本部の設置される区市町村庁舎に対し、非常用電源の浸水対策等を支援する。(総務局) ・河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に水害リスクを周知していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局)

3) 冠水の排水に関する取組

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	千代田区	中央区	港区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
④排水施設の排水ポンプ等の運用方法の改善及び排水施設の整備等	現状と課題	護岸の嵩上げや逆止弁、そして上流側には分水路が整備され、平成12年以降、護岸付近の浸水等は解消された。またこれに併せ、合流下水の容量を補う仮排水機場や一時貯水槽等が整備され、区道の冠水も減少した。 しかし、平成17年、66mm(台風14号)で点した道路冠水が発生したが、この10年間、大規模開発が著しく増加している負荷要素や60mm以上の集中豪雨等が無い事などから、これら条件を受け入れる既存施設の許容範囲が見えない。	・排水ポンプ等の資機材を配備している。	・排水ポンプ等の資機材を配備している。			・東部低地帯に排水機場を設置している。(建設局) ・東京港に排水機場を設置している。(港湾局) ・建設事務所(西建を除く)に排水ポンプ車を配備している。(建設局) ・排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施している。(建設局、港湾局、下水道局) ・最大津波高さに対応した下水道施設の耐水化は完了(下水道局) ・気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要(下水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局
		今後の具体的な取組	・上流・下流の既存排水施設等の許容及び限界等が想定できる段階にきたら、都と区との役割分担の中で、必要な対応施設等を要請および補充していく。 ・短時間で発生する道路冠水や下水逆流による室内浸水に対応すべき、小型排水ポンプや発電機等を適宜必要数更新していく。 ・道路冠水の履歴を参考に、土裏を適正に配置し、併せて定期的な雨水樹清掃や、台風時期における道路排水施設の落ち葉等の清掃を徹底し、	・配備している資機材について定期的に点検し、維持管理を徹底していく。	引き続き排水ポンプを保有する。			・排水機場等の運用状況等を関係機関へ共有していく。(建設局、港湾局) ・排水機場等について、必要に応じて運用方法や設備機能について改善を検討する。(建設局、港湾局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局)
		R4年度	・排水ポンプや発電機等について点検を実施し、適切な維持管理を行っている。 ・台風時期前に雨水樹清掃の実施、土のうの配置状況の確認と不足分の補充を行うとともに、道路冠水の履歴を参考に、台風接近前には、ハトロールを実施し落ち葉等の清掃を行った。	・配備資機材の維持管理を行った。	継続して排水ポンプの保有を行っている。			・東京都コンクリート圧送協同組合と協定を締結し、排水機能の強化を図っている。(総務局) ・河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局) ・国等関係機関を構成員とした委員会を設置し、排水作業準備計画を作成した。(建設局)

4) その他の取組

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	千代田区	中央区	港区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
④堤防など河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	現状と課題	・河川整備計画に基づき順次整備を実施する。 ・東京都河川維持管理基本方針等に基づく、樹木・地積土砂等の撤去など、河道の適切な維持管理の実施や護岸等の河川管理施設の適切な維持管理を実施する。	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。		・計画に対し、流下能力が不足している区間において河川整備を推進している。(建設局) ・河道や河川管理施設の適切な維持管理を実施している。(建設局)	【区市町村】 特別条例で河川の表面管理を行23区が対象 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組	・着実に適切な維持管理を実施していく。	・着実に適切な維持管理を実施していく。	・着実に適切な維持管理を実施していく。			・着実に河川整備を進めていく。(建設局) ・着実に適切な維持管理を実施していく。(建設局)
		R4年度	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。			・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)
④樋門、堰管等の施設の確実な運用体制の確保	現状と課題	・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有する。 ・都管理の遠隔操作化している水門・樋門の運用方法について情報を共有する。 ・都管理の樋門・堰管等について、施設の確実な運用体制を検討する。					・水門、樋門については、遠隔操作化して運用している。(建設局) ・下水道局管理の樋門について、内地の安全な場所から遠隔等操作できるよう対策済(下水道局)	【東京都】 建設局、下水道局
		今後の具体的な取組						・水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有する。(建設局) ・引き続き、円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋門の操作情報等の共有を実施する。(下水道局) ・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有していく。(建設局)
		R4年度						・引き続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。(建設局) ・円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋門の操作情報等の共有を実施。(下水道局)
④水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	現状と課題	・防災、安全交付金を確保し、水防災意識社会再構築の取組を支援する。					・防災、安全交付金を活用した区市町村が行なうハザードマップの作成やまちごとハザードマップの作成などの取組を支援している。(建設局)	【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組						引き続き、区市町村の要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)
		R4年度						・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表等に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。また、まちごとハザードマップの実施に係る防災、安全交付金の適用についても周知し、実施に係る支援を図った。引き続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)

○第一建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	千代田区	中央区	港区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
③適切な土地利用の促進	・不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報等に関する最新の最新情報の共有する。	現状と課題					・令和2年8月の改正宅地建物取引業法の施行により水害リスクに関する情報が重要事項説明事項となったことから、新たに水害リスクが判明した際には、情報を適切に不動産関連事業者に対して周知する必要がある。(住宅政策本部、建設局)	【東京都】 住宅政策本部、建設局
		体系的な取組					・水害リスク情報等に係る施策の最新情報について、引き続き不動産関連事業者団体と連携した情報共有に取り組んでいく。(住宅政策本部、建設局)	
		R4年度					・水害リスクに関する情報について、区市町村の水害ハザードマップの改定状況等の最新情報を不動産関連事業者団体に提供し、加盟各社への周知を依頼するなど、業界団体と連携した取り組みを進めた。(住宅政策本部、建設局)	
④災害時及び災害復旧に対する支援強化	・災害対応にあたる人材の育成に向けて国が実施する研修、訓練へ参加する。 ・災害復旧に関する研修、訓練等の情報を共有する。	現状と課題	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・毎年、東京都と共同で区市町村の防災担当者を対象に、気象庁が発表する防災気象情報の利活用を目的とした防災気象講習会を実施している。	・国が実施している研修等に参加している。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修を実施している。(建設局) ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・自治体担当者に利用していただくことを目的として、防災気象情報の入手とその情報を活用した防災行動をシミュレートするワークショッププログラムを毎年実施する予定。	・引き続き、国が実施している研修等に参加していく。(建設局)	
		R4年度	・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で報告会を実施し共有を図った。	・東京都主催の合同図上訓練や定期通信訓練などに参加し、DISの操作習熟に努めた。	・国、都が実施した研修については適宜参加し、職場内での資料回覧等を行い、研修内容の周知を行った。	・区市町村防災担当者を対象に東京都防災気象講習会を開催し、防災気象情報の利活用について解説した。 ・区市町村防災担当者を対象に気象防災ワークショップを実施した。	・国及び外部団体を実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引き続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局)	
⑤災害情報等の共有体制の強化	・DIS(災害情報システム)にて災害情報や避難情報を迅速に共有する。	現状と課題	DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有する仕組みは認知しているものの、操作できる職員が限定されている。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。		・区市町村にDISを提供し情報収集をしている。(総務局) ・区市町村に対してDISの利用方法を周知するとともに、操作習熟について支援している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局
		体系的な取組	DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく	・引き続き、DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していくための体制を構築する。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。		・引き続き、DISの操作習熟について講習会等を通じて支援していく。(総務局)	
		R4年度	災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。	・災害情報や被害情報をDISで迅速に共有した。 ・東京都主催の合同図上訓練や定期通信訓練などに参加し、DISの操作習熟に努めた。	・引き続きDISにて災害情報や避難情報を共有した。		・DISの操作講習会等の充実を図り、災害時の円滑な情報共有を支援していく。(総務局)	
⑥地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言	・国管理河川を対象とした大規模災害減災協議会の取組状況に関する情報提供等を共有する。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有する。	現状と課題					・平成28年度に国管理河川を対象とした「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会等を設置し、5年間の取組内容を取組方針としてとりまとめた。 ・令和4年度においても協議会等を開催し、取組状況のフォローアップを実施した。	【関東地方整備局】
		今後の具体的な取組					・国管理河川を対象とした大規模減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的助言を行っていく。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有していく。	
		R4年度					・減災協議会や水防連絡会、流域治水協議会等の場を活用し、情報提供等の技術的助言を行った。	